

深川小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
長門市立深川小学校

もくじ

はじめに

1 いじめの定義及び認知と対応の留意点	1
2 本校におけるいじめの未然防止の対策	2
（1）いじめの未然防止を図る学級・学年の経営	2
（2）校内組織で取り組む未然防止	2
3 本校におけるいじめの早期発見の対策	3
（1）いじめを見落とさない姿勢	3
（2）いじめの早期発見のための手立て例	4
4 本校におけるいじめの早期対応	5
（1）認知から確認への具体的な取組	5
（2）本校におけるいじめ事案に係る対応フロー	5
（3）本校のいじめ問題の解決を図る「生活・いじめ問題対策会議」	6
（4）組織で対応・対処する上での留意点	6
（5）指導上の配慮が必要な児童への対応	7
5 本校におけるいじめの重大事態への対処	8
（1）重大事態の発生と調査	8
（2）調査結果の提供及び報告	11
6 保護者・地域等との連携推進	11
（1）いじめられている子どもの保護者への対応	12
（2）いじめている子どもの保護者への対応	12
（3）地域・関係機関との連携	12
（4）本校及び関係機関の相談窓口	13
7 いじめの防止等に向けた年間計画	14

資料

令和7年度 深川小学校 生徒指導全体計画	15
相談窓口一覧	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

いじめが背景とされる自殺事案の報道以来、いじめの問題が社会問題化する中、国において、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念や関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が平成25年9月28日に施行され、これを受けて、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。加えて、山口県では、平成26年2月20日、法第12条に基づき、国の基本的な方針を参酌し、これまでのいじめ防止等の取組を踏まえながら、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、「山口県いじめ防止基本方針」が策定された。さらには、長門市教育委員会から、平成26年4月1日「いじめの防止等のための基本的な方針」が出され、いじめの防止等のための基本的な方向、及び市教委と学校における対策・対処が明確にされた。29年3月には国の基本方針が改訂され、29年12月には山口県の方針も改訂されたことを受け、長門市教育委員会の基本方針に基づいた見直しが本校でも行われた。

深川小学校において、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、これまで推進してきた『未然防止』『早期発見』『早期対応』の取組の3視点に『重大事態への対応』を加え、取組の充実を図りたい。また、地域との協働や「生活・いじめ問題対策会議」を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるようここに、「長門市立深川小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義及び認知と対応の留意点

(1) いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

(2) いじめの認知と対応の留意点

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、決して表面的・形式的にならないよう「生活・いじめ問題対策会議」が中心となり、いじめられた子どもの立場に立つて行うことが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目した見極めを行う。また、「いじり」と言われる行為についても、いじめとの境界線は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮しなければならない。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた子どもへの教育的な配慮やいじめられた子どもの意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの解消について

○ 「いじめが解消している」とは次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為の止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童がい

じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認すること。

- 「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 本校におけるいじめの未然防止の対策

「いじめはどの子どもにも、本校にも起こりうる。」という基本認識の下、一人ひとりを大切にする深川小学校教育の推進により、全ての子どもをいじめに向かわせない取組を最重要視したい。

そこで、学校経営方針の開発的・予防的な生徒指導の推進を図るため「学校・学級の経営」「校内組織」の2点から、本校の基本的ないじめの未然防止対策を述べる。

(1) いじめの未然防止を図る学級・学年の経営

① 学年・学級がめざす温かな仲間づくり

本校の教育全体計画にある3つの重点目標の一つである「豊かで強い心の育成」（みずぎ教育と特別支援教育の知見を生かした豊かで安定した学級づくり）を受け、担任と子どもとの信頼関係や子ども同士の温かな友達関係を構築・醸成する学級づくりをめざしている。

年度毎に学級編成を行っている本校では、学年間の共通理解を経て、担任は当初から子ども一人ひとりの「学級への所属意識」「自己有用感」「自己肯定感」等が高まるようにするとともに、友達相互の「かかわり合い」が円滑になるような手立てを講ずる。

② 学年・学級が講じている具体例

- 全員参加の楽しく「わかる・できる」授業づくり

子どもの学校生活の70～80%が、授業時間であることを鑑みると、多くの子どもが授業に楽しく参画することを大切にしたい。温かな仲間がいる学級づくりとともに、どの子も「わかる・できる」授業をめざしている。

- 道徳の時間の充実

子どもの社会性や公德心などの育成のために、主に他の人や集団・社会とのかかわりに関する内容を意図的・計画的に実施する。

- 「フリートーク」の実施

話し合う力の育成とともに、温かな仲間関係を築こうとする10分程度の活動で、朝の会（週1回）で活用している。

(2) 校内組織で取り組む未然防止

【いじめの未然防止にかかる研修の充実と強化】

教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラーや他の機関と連携しながら、積極的に事例研究や子ども理解を行い、いじめ防止等に向けた教職員研修を開催する。

【校務分掌による対応】

学習指導部では、子どもの言葉がよりよく変わることをめざし、豊かな知の向上を図るカリキュラムづくりのために、年間5回の振り返りを継続している。また、生活指導部では、子どもの行動がよりよく変わることをめざし、豊かな心と体をつなぐ教育の創造に努力している。

【組織による子どもの評価】

学校行事を実施する際、活動のねらいを焦点化するとともに、本校のめざす子ども像から本行事で期待する子どもの姿を設定しており、実施後は、子どもにとって価値ある学びになったかどうかを全教職員で振り返り、参加意欲などを評価している。

【俵山・深川みすゞ学園での共同歩調】

深川小学校、向陽小学校、俵山小学校と深川中学校で構成される俵山・深川みすゞ学園では、9年間で身に付けさせたい学習規律と生活習慣を4校で共有している。例えば、学習規律の前期（第1～4学年）では、「①授業開始までトイレに行っておく、②時計を見て席に着く、③教科書などを机上にそろえる。」と、している。後者の生活習慣では、9年間の前期（第1～4学年）を基礎的な生活習慣の育成、中期（第5～7学年）として基本的な生活習慣の確立、後期（第8～9学年）では自立した生活習慣の確立をめざしている。また、全学年で先言後礼での挨拶に取り組んでいる。学習規律と生活習慣の乱れから、学級の荒れが生じ、いじめが横行することも考えられるので、これを指標に自ら規律を守らせるようにしている。

3 本校におけるいじめの早期発見の対策

いじめの兆しを早期に察知することは、大変重要であるが、非常に難しい場合がある。子どもの変化は見ようと思わない限り、見えてこないものである。つまり、意識して子どもたち一人ひとりを見取ることが、肝要である。「背景にいじめがあるのではないか。」という意識を常にもちながら、特に、担任は、子どものちょっとした表情、言動から「あれ、いつもと違う。」などと、小さな変化を感じとる感性を磨くことが大切である。

（1）いじめを見落とさない姿勢

子どもの生活は、学校と家庭が主である。その生活の一部分でいじめが発生する。担任は、子どもの様子を継続的に記録したり、専科教員等の情報を活用したりして、兆候を見付け、いじめの芽を摘みたい。

子どもが朝、登校し下校するまで、学級の全ての子どもの学校生活の時間を共有することは不可能であるが、できるだけ、共有時間を増やすとともに、複数の教職員で言動の変化を見取りたい。

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば

見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(2) いじめの早期発見のための手立て例

① 子どもの日々に生活の様子を観察・記録する

学校生活では、担任や担当の子どもたちへの目が届かない時間帯があるが、できるだけ子どもの言動や集団の動きには注視するように努力したい。本校は教職員の数が多いので、多くの目で観察することも可能である。例えば、遅く登校する子の表情も担任に知らせ、表情や態度などを観察することも可能にしている。また、「週末生活アンケート」や日記等を通して、子ども理解にも努めている。これまでも、子どもの様子を丁寧に、しかも継続的に記録し、生活指導に役立てている。

以上のような観察や記録から、些細なことであっても「いじめではないか。」と疑うことで、周りの子どもたちから情報を収集・事実確認を行うなど、初期対応につながる。

② 安心感と信頼感に基づいた教育相談

本校には、計画された教育相談活動と随時行う教育相談活動がある。前者は、担当が子どもや保護者に相談を呼び掛けたり、スクールカウンセラーにつないだりしている。後者は、これらの教育相談に本音で悩みが相談できるよう安心できる場所を提供したり、誰と相談したいのか等も加味したりしてどのような悩みでも相談に応じるようにしている。

③ 家庭や地域との連携を深め、日常の情報収集を大切にする

学校外での子どものいじめ情報を早くキャッチできれば、対応も早くできる。そのためには、日頃から担任や担当が、学校・学級の生活の様子を家庭や地域に向けて提供することに心掛けたい。例えば、授業中のグループ内での何気ない発言や言動が気になれば、家庭に連絡してみるのも大切である。いじめの早期発見につながることもある。

深川小学校運営協議会では、常に学校の情報や子どもたちの傾向を提供することによって、いじめについて共に考え、解決姿勢を示すことも重要な手立てになると考えている。

4 本校におけるいじめの早期対応

子どもや保護者・地域等に向かって、全ての教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である。」「いじめられている子どもを必ず守り通す。」といった毅然とした姿勢を日頃から示したい。

いじめを発見し、又は相談を受けた教職員は、他の業務に優先して、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげなければならない。

(1) 認知から確認への具体的な取組

いじめには、いじめられている者（被害者）、いじめている者（加害者）、周りではやしたてる者（観衆）見てみぬふりをする者（傍観者）の4つの層に分類されるために、いじめの四層構造と呼ばれる。決して、観衆や傍観者は、いじめとは無関係ではないのである。

そこで、いじめの発見・通報を受けた場合は、早急に内容、時期、関係した子どもなどについて、このいじめの四層構造を踏まえ、5W1Hに留意しながら、客観的な事実関係を記録することになっている。

- ・いつ（いつ頃から） ・どこ ・誰が（誰から） ・何を
- ・なぜ ・どのような関係や背景 等

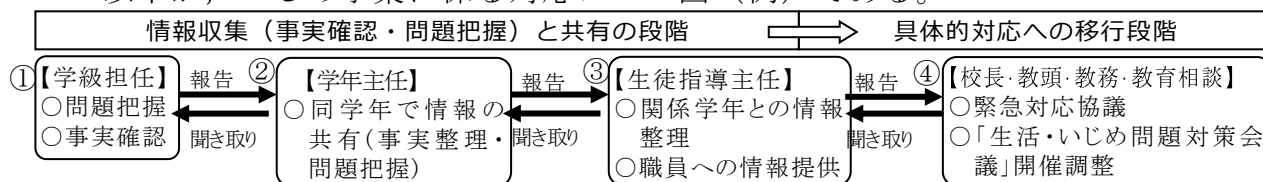
複数の子どもが関係していれば、同学年や生徒指導主任が対応する。また、保護者や地域からの情報提供については、話をしっかりと聞き（傾聴し）、情報提供に対しての感謝の気持ちと今後の対応について伝える。その後は、適宜、保護者に経過を報告し、保護者の思いも把握する。

(2) 本校におけるいじめ事案に係る対応フロー

いじめの認知から確認、そして解決に向けた具体的な対応策を考えていく必要がある。そのためには、組織的な対応をできるだけ早くしていくことが重要である。

そこで、生徒指導主任は、校内の情報を収集するとともに、いじめの状況を管理職に報告し、「生活・いじめ問題対策会議（いじめ対策委員会）」を開くための調整を行う。

以下が、いじめ事案に係る対応フロー図（例）である。



①認知した担任や担当は、その段階での事実確認と問題把握をし、それを学年主任に報告する。②学年主任は、できるだけ早く学年部会を開催し、関係する子どもの事実の整理を図る。③いじめ問題の解決に向けて中心的な存在である生徒指導主任は、これまでの情報を基に具体的な方策を協議するコーディネイトを迅速に行うことになる。④生徒指導主任から報告や要請を受け、管理職と教務主任、教育相談担当の5名で、情報の確認と解決の方向性を協議し、「生活・いじめ問題対策会議」の開催について調整をする。

(3) 本校のいじめ問題の解決を図る「生活・いじめ問題対策会議」

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応によりいじめの問題の解決を図るため、常設の組織「校内いじめ対策委員会」を置く。具体的には、次のような役割がある。

- ① 本校のいじめ問題への組織的対応における中核的な役割を果たす。
- ② 関係児童への事実関係確認、保護者との連携を図る。
- ③ 当該委員会は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ未然防止の取組が計画どおり進んでいるかの確認を学校評価の評価項目（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に位置づけ、日常的に評価・検証・改善する。
- ④ 児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識できる取組を実施する。

【生活・いじめ問題対策会議の構成員】

・校長、教頭、事務長、部長、教育相談担当、学年主任、担任
(必要に応じて、前担任、校内コーディネーター、スクールカウンセラーの参加、また、外部専門家である人権擁護委員や民生児童委員等との連携も図る。)

(4) 組織で対応・対処する上での留意点

いじめの四層構造の観点から、本校の対応・対処について考えたい。いじめに関係した子ども・保護者への対応については、いじめを受けた子どもや知らせてきた子どもの安全を確保し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導したい。

① いじめられている子ども・保護者への対応

- いじめの事実を認知後、できるだけ早く保護者に状況を正確に伝えることが肝要である。家庭訪問の了解を取った上で担任と管理職等の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、
 - ・ 学校管理下で起こったことに対する謝罪
 - ・ 状況や今後の対応方針等の説明
 - ・ 解決についての協力依頼 等、誠意をもって対応する。解決をしても、その後の経過についての連絡を適宜行うことを忘れないようにしたい。
- いじめられている子どものこれまでの心の痛みなどの思いを共感的に理解し、「絶対に守る。」「必ず解決する。」との姿勢を示す。(事実確認をする際の精神的負担に十分配慮する。)
- 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で声かけを行い、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- 「いじめに負けるな。」「立ち向かっていけ。」などの叱咤激励は、逆に本人の自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。

② いじめている子ども・保護者への対応

- なぜそのような行為に及んだのか、その背景について話を十分聞き、心情をくみ取る。

- 相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- 相手の気持ちを理解させることで、再びいじめを行わない気持ちをもたせる。
- いじめた子どもへの指導・支援の在り方を保護者とともに考え、人間関係の再構築に向けて謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

③ 周りの子ども(観衆・傍観者)・保護者への対応

- 観衆・傍観者は、「いじめをしていることと同じであること」を毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。
- 観衆や傍観者に対しては、いじめられている子どもが、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導する。
- いじめを見た場合は制止するか、教職員に伝えるようにし、報告に来た子どもに対しては、その行動を称賛するとともに、その子どもが特定されないように配慮する。

④ 事後の観察と報告の継続

一定の解決を図っても、いじめに関係した子どもの様子を継続的に注視し、適宜、その様子を保護者に伝える。とりわけ、いじめを受けていた子どもの保護者とは、定期的な連絡も考えたい。

(5) 指導上の配慮が必要な児童への対応

学校として、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

① 発達障害を含む障害のある児童

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該子どものニーズや特性、専門家の意見を踏まえた上で、適切な指導・支援を行う。

② 海外から帰国した児童や外国人の児童

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、外国人児童等に対する理解を促進し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」）

被災児童の受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感を教職員が理解し、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 本校におけるいじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態の発生と調査について、法28条には、次のようにある。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態のとりえ方

国の基本方針では、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断しており、例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されている。

また、第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要であるとされている。

さらに、国の基本方針には、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たるとされている。

② 重大事態の報告について

国の基本方針には、本校において、重大事態が発生した場合、長門市教育委員会を通じて長門市長へ、事態発生について報告することとなっている。

③ 重大事態の調査組織について

この調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校で、重大事態が発生した場合には、直ちに長門市教育委員会に報告するが市教委で、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断される。調査の主体が学校となる場合、「生活・いじめ問題対策会議」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織にしたい。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、調査の公平性・中立性に確保に努めたい。

④ 事実関係を明確にする調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及等の対応を直接の目的とするものでなく、本校と長門市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することを念頭におきたい。

ア いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもから十分に聴き取るとともに、全校の子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを考えたい。この際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票が個別の事案が広く明らかになり、被害の子どもの学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた子どもに対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた子どもの入院や死亡などで、聴き取りが不可能な場合は、当該子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。

調査方法としては、全校の子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意（国の基本方針30～31参照）のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議）を参考にしたい。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持っていることを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うことが重要である。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行いたい。
- 亡くなった子どもが置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案したい。
- 詳しい調査を行うに当たり、長門市教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めたい。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、長門市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされている。
- 情報発信・報道対応については、窓口を管理職とし、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や自殺は連鎖（後追い）の可能性などを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

このことについては、法 28 条に以下のとおり記載されている。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明することが必要である。この情報の提供に当たっては、他の子どものプライバシー保護など関係者の個人情報に十分配慮しながら、適時・適切な方法による経過報告が望まれる。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた子ども、またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。また、学校が調査を行う場合は、長門市教育委員会から情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援をもらうこととなっている。

6 保護者・地域等との連携推進

いじめの問題の解決には、家庭・地域との緊密な連携・協力が大切であり、日頃から学校を家庭・地域に開かれたものにしていくことが非常に重要である。深川小学校運営協議会や関係団体と本基本方針の共通理解を図ったりしながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化に努めたい。

また、子どもや保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域の協力を得るため、本校や関係機関の相談窓口の周知を図り、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家の相談にも対応できる体制を整備している。

(1) いじめられている子どもの保護者への対応

- 学校は、積極的に SC や SSW 等と連携をしたり、速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴したりする。必要であれば、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介（P 16, 17）する。

教職員が保護者と一緒に考え、いじめられている子どもの保護者の心情を共感的に理解した上で、対応する。子どものためにいじめを解決していく姿勢を示す。

- 学校は、保護者の不満や怒りを謙虚に受け止め、「いじめは人間として、

絶対に許されない行為である。」との認識に立ち、いじめの全容の解明を学校が全力で努め、時間はかかっても、経過報告も含め、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行いたい。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。

- プライバシーの保護と個人情報の漏えいに気を付け、徹底した情報管理を行いながら、学校として知り得た情報等を、丁寧に提供する。ただし、いじめられている子どもが、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者への対応

- なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考えたり、苦慮している保護者の心情に寄り添ったり、子どものよりよい成長のために協力を依頼する。また、学校として、積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携を進める。
いじめている子ども・保護者がいじめの事実を認めない場合や保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合は、人権擁護委員や少年安全サポーター等との連携も考える。
- いじめの正確な事実を確認する。憶測は避け、いじめの事案とは直接関係のない話まで広げることのないように留意する。
- いじめている子どもが複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得るように努力する。
- いじめられている子ども・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。

(3) 地域・関係機関との連携

① 学校と家庭・地域との連携

- ＰＴＡの会議や学校運営協議会において、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校や学年や学級の通信を通して、いじめ問題防止への協力を呼びかけたりして、保護者や地域との連携を推進する。
- 日頃から、電話や連絡帳での保護者からの問い合わせや要望への誠意ある対応や保護者が相談したり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ問題への指導に対しての理解・協力を得ることができるようになる。
- いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。

② 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、必要に応じて、「生活・いじめ問題対策会議」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。
やまぐち総合教育支援センター、長門警察署、萩児童相談所、山口地方法務局、長門市子ども未来室、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等

- ・ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮のもと、長門市教育委員会と協議しながら長門警察署と連携して対応することが必要である。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

（４）本校及び関係機関の相談窓口

① 本校の相談窓口

長門市立深川小学校	0837-22-2426
相談メール	fukawa-e@nagatoedu.jp

② 関係機関等の相談窓口

- | | |
|--------------------------|--|
| ○長門市教育委員会内いじめ相談電話 | 22-3515 |
| ○長門市教育支援センター | 22-3542 |
| ○子どもの人権110番 | 0120-007-110（山口地方法務局） |
| ○24時間子どもSOSダイヤル | 0120-0-78310（やまぐち総合教育支援センター） |
| ○サイバー犯罪対策室 | 083-922-8983（山口県警本部） |
| ○ヤングテレホン・やまぐち | 0120-49-5150（山口県警本部） |
| ○ふれあい総合テレホン | 083-987-1240（やまぐち総合教育支援センター） |
| ○山口県教育庁行政相談室 | 083-933-4531（教育庁教育政策課） |
| ○ふれあいファックス | 083-987-1258（やまぐち総合教育支援センター） |
| ○ふれあいメール | soudan@g.ysn21.jp （やまぐち総合教育支援センター） |
| ○悩み連絡室@やまぐち（教育庁学校安全・体育課） | LINE 及び Web（ https://bit.ly/2FmEBN7 ） |

7 いじめの防止等に向けた年間計画

※ 全校児童への毎週の「週末生活アンケート」，を継続する。

※ 毎日の生活委員会と保護者のあいさつ運動を継続する。

	生活・いじめ問題対策会議等	学校行事	保護者・地域等の連携
4月	・学年・学級の目標 ・引き継ぎ事項等の確認	・始業式・入学式 ・地区子ども会	・PTA理事会 ・参観日・PTA総会 ・個人懇談(希望者)
5月	・校内教育支援委員会 ・市教育支援委員会 ・生活・いじめ問題対策拡大会議①	・全校朝会 ・1年生を迎える会 ・スポーツフェスティバル	・学校運営協議会 ・育成市民会議
6月	・第1回児童理解の会 ・教育相談月間	・縦割り班掃除	・参観日(人権) ・PTA教育講演会 ・青少年市民会議 ・学校生活アンケート
7月	・学級経営構想振り返り ・児童理解の会(職員会議内) ・市いじめ問題対策連絡協議会 ・生活・いじめ問題対策拡大会議②兼 特支校内研修会	・地区子ども会 ・学校保健安全委員会	・学期末個人懇談会
8月	・スクリーニング検査研修会		・学校運営協議会
9月	・児童理解の会(職員会議内)	・始業式 ・5年宿泊学習	・俵山・深川みすゞ学園合 同学校運営協議会 ・参観日
10月	・第2回生活・いじめ問題対策拡大会議 ・校内教育支援委員会② ・児童理解の会(職員会議内)	・いじめ防止・根絶月間 ・全校朝会 ・縦割り班掃除 ・栈敷集会	・学校生活アンケート ・学校運営協議会
11月	・市教育支援委員会② ・児童理解の会(職員会議内)	・縦割り班掃除 ・校内持久走大会 ・6年修学旅行	
12月	・学級経営振り返り ・校内教育支援委員会③ ・児童理解の会(職員会議内)	・地区子ども会	・学期末個人懇談会 ・学校運営協議会
1月	・市教育支援委員会③ ・児童理解の会(職員会議内)	・地区子ども会	・参観日
2月	・第3回生活・いじめ問題対策拡大会議 ・児童理解の会(職員会議内) ・カリキュラム振り返り	・いじめ防止・根絶月間 ・縦割り班掃除 ・全校朝会 ・4年生10才の集い	・学校生活アンケート ・PTA理事会 ・市P連絡協議会 ・参観日 ・学校運営協議会
3月	・学級経営振り返り ・引き継ぎ事項の整理	・6年生を送る会 ・卒業証書授与式 ・修了式	

※随時，必要な時にケース会議や生活・いじめ問題対策会議を開催する

俵山・深川みすゞ学園目標

未来を切り拓く人間性豊かな俵山・深川っ子の育成

地域でめざす子ども像

- ふるさと長門を愛し、あいさつでつながる元気な子
- 自分の思いや考えを伝えられる素直な子

校訓（生活信条）三気：本気 根気 元

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・いじめ防止基本方針（国・県市・本

- ・「笑・自・気」と「プラス1」の取組と、自分のめあてを持つことによるあいさつ意識の向上
- ・規範意識の高さと、（廊下歩行等）実行する態度との差
- ・友達との関わり方、思いやりのある言葉遣いの改善
- ・生活習慣（適切な睡眠時間・メディア時間の約束等）の確立

めざす深川っ子

本気で考え伝えあう子

進んで取り組みやりぬく子

笑顔いっぱい元気な子^①

生徒指導目標

○望ましい人間関係の育成を図る

○基本的な生活習慣・規範意識の育成を図る

【基本的な構え】

①開発的・予防的な生徒指導

- ・「おかしいぞ」と感じる感性をもつ。 ・問題行動のみの対応にとられない。
- ・観察・具体的な資料に基づいて問題や課題を把握し、児童に応じた生徒指導に心がけ、問題の所在を協議して改善策を考える。

②協働実践

- ・指導方針や実践すべき内容を明確にして共通理解を図り、全職員が協働して指導にあたる。
- ・問題が発生した時はすぐに学年主任に報告し、同学年で対応を協議する。その後、生徒指導主任に報告する。問題の内容により、保護者に事実関係・指導内容を知らせる。指導後の児童の変容を保護者に報告する。
- ※保護者への報告は、迅速に誠意をもって行う。

③人権尊重

- ・人権尊重の精神に立ち、子どもと教師の温かい人間的なふれあいを基盤に、受容・共感的な姿勢で接し、発達の段階に応じた学年・学級経営を行う。

④学習指導

- ・だれもが「わかる・できる授業」を推進し、児童の自己肯定感や自己有用感を大切にする。
- ・児童の発達の段階に応じ、学習規律の定着を図る。

⑤保護者・地域との連携

- ・地域ぐるみの生徒指導を展開するために、学校や家庭・地域、関係機関とかかわりを密にし、問題の未然防止・早期発見と早期対応に努める。 ※2日連続して欠席した児童宅への家庭訪問

【具体的な方策】

○ 児童相互の望ましい人間関係づくり

- ・「フリートーク」の実施 ・児童対象「週末生活アンケート（毎週）」の実施
- ・保護者対象「学校生活アンケート（各学期1回）」の実施 ・相談箱「ドラえもんポスト」の活用
- ・いじめ防止根絶強調月間（「全校集会」の実施、委員会による啓発） ・「みすゞハート」の取組

○ 基本的な生活習慣・規範意識の定着

- ・俵山・深川みすゞ学園「基本的な生活習慣、学習規律一覧表」の活用
- ・子どもチャレンジ目標の推進
- ・「深川小みんなのやくそく」、長期休業前の「やくそく」の周知徹底

○ 安心・安全への意識の向上

- ・教員 児童会 保護者 地域によるあいさつ運動の実施 ・集団下校の会の実施

【学校・家庭・地域との連携】

- 校外生活の規律と安心安全について、家庭・地域の理解と協力を得る。
- ・深川小学校運営協議会 ・長門市青少年育成市民会議 ・深川支部ブロック会議
- ・長門市交通安全推進協議会

【幼保・小・中との連携】

- 幼保と中学校との滑らかな接続を図る。（子どもたちの一貫した生活指導・学習指導の推進）
- ・幼保や中学校との連携や交流 ・俵山・深川みすゞ学園各種会議 ・スタートカリキュラムの改善と

○ 相談窓口一覧（山口県いじめ防止基本方針 p 73～74 から）

やまぐち総合教育支援センター内 子どもの教育に関する総合相談機関

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 番地（山口県セミナーパーク内）

電話相談

専門の相談員がさまざまな御相談に応じます。

【相談時間】月～金 8:30～17:15、火・木 21:00 まで夜間相談を実施 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】就学や進路に関すること、学校での学習や生活に関すること、いじめ・不登校に関すること、家庭での養育のこと、乳幼児の育児に関すること、特別支援教育に関すること など

【対象】児童・生徒・保護者・教職員等

ふれあい総合テレホン ☎ 083-987-1240

○いじめ、暴力、問題行動、交友関係などに関する相談は

「24時間子どもSOSダイヤル」 ☎ 0120-0-78310

（やまぐち子どもSOSダイヤル）

※いじめ、暴力、問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの御相談に24時間応じます。

○ファックスやメールによる相談は

「ふれあいファックス」Fax 083-987-1258 「ふれあいメール」(メール) soudan@center.ysn21.jp

来所相談

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センターの職員や臨床心理士等の専門家が、子どもの教育に関する専門的な御相談に応じます。

【相談時間】月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】いじめ・不登校（園）や問題行動、学校不適応、障害などに関すること、インターネットや携帯電話（スマートフォン等）の利用に伴うトラブルなど。

※事前予約制となりますので、上記のふれあい総合テレホンへお申し込みください。

県 教 育 庁

県教育庁では、教育行政に関する御相談（教育施策・予算等）をお受けします。

●山口県教育行政相談室（教育政策課内）

☎ 083-933-4531

(メール) a501001@pref.yamaguchi.lg.jp

県 学 事 文 書 課

県学事文書課では、私立学校・園に関する御相談をお受けします。

●学事文書課

☎ 083-933-2138

(メール) a10400@pref.yamaguchi.lg.jp

さまざまな関係機関にも相談窓口があります

ヤングテレホン・教育電話相談

(名称は市町によって異なります)

下 関 市	
(ヤングテレホン下関)	☎ 083-231-7838
(教育相談室)	☎ 083-231-6995
(いじめテレホン相談)	☎ 083-223-7830
宇部市	☎ 0836-33-7830
(総合教育相談窓口とライン宇部)	(FAX) 0836-33-7830
山口市 (山口教育相談室)	☎ 083-922-3749
萩市 (子ども相談・支援室)	☎ 0838-25-3662
防府市 (青年相談センター)	☎ 0120-783-474
	☎ 0835-24-3232
(教育相談電話)	☎ 0120-078-357
携帯電話からは	☎ 0835-23-1135
下松市(ヤングテレホン下松)	☎ 0833-43-4976
岩国市(ヤングテレホン岩国)	☎ 0120-22-7830
携帯電話からは	☎ 0827-43-0900
光市(ヤングテレホン光市)	☎ 0120-72-3749
(光市子ども相談センター)	☎ 0833-74-5910
長門市(長門保健福祉センター)	☎ 0837-22-3542
柳井市(ヤングテレホン)	☎ 0820-22-4499
美祿市(ヤングテレホン美祿)	☎ 0837-52-0400
周南市(周南保健福祉センター)	☎ 0120-78-3090
山陽小野田市	
(ヤングテレホン)	☎ 0836-84-2000
(心の支援室)	☎ 0836-82-1188
周防大島町	☎ 0120-23-5509
携帯電話からは	☎ 0820-78-1559
和木町(ふれあい・ロールわざ)	☎ 0120-81-7830
上 関 町	☎ 0820-62-0245
田 布 施 町	☎ 0820-52-5812
平 生 町	☎ 0820-56-6083
阿武町(ふれあい・テレホン)	☎ 08388-2-3176

非行・いじめ等

子どもの人権110番(山口地方検察局)	
	☎ 0120-007-110
法務少年支援センター山口(すこやか青少年心理相談)	
	☎ 083-922-6701
少年サポートセンター(山口県警少年課)	
東 部	☎ 0827-23-5150
	☎ 0120-48-5150
中 部(ヤングテレホン・やまぐち)	
	☎ 083-925-5150
	☎ 0120-49-5150
西 部	☎ 083-222-5150
	☎ 0120-62-5150

少年サポートセンターでは、インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています。

子どもの体や心の健康

県健康福祉部子ども政策課	☎ 083-933-2947
女性健康支援センター (県立総合医療センター)	☎ 0835-22-8803
思春期まっとうダイヤル (県立総合医療センター)	☎ 0835-24-1140
児童思春期外来(県立こころの医療センター)	☎ 0836-58-2327
県健康福祉センター	
岩 国	☎ 0827-29-1523
柳 井	☎ 0820-22-3631
周 南	☎ 0834-33-6425
山 口	☎ 083-934-2531
(防府支所)	☎ 0835-22-3740
宇 部	☎ 0836-31-3200
長 門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2669
下関市子ども未来部子ども保健課	☎ 083-231-1447
心の健康電話相談(県精神保健福祉センター)	☎ 0835-27-3388

育児・児童福祉

児童相談所	
中 央	☎ 083-922-7511
岩 国	☎ 0827-29-1513
周 南	☎ 0834-21-0554
宇 部	☎ 0836-39-7514
下 関	☎ 083-223-3191
萩	☎ 0838-22-1150
児童家庭支援センター	
子ども家庭支援センター「海北」	☎ 0835-26-1152
子ども家庭支援センター「清光」	☎ 0836-65-1188
子ども家庭支援センター「ほけっと」	☎ 0834-25-0605
なかべ子ども家庭支援センター「紙風船」	☎ 083-266-1935
はるか子ども相談センター	☎ 0827-28-5516

県民相談

中央県民相談室	☎ 083-933-2570
(メール) kenmin.soudan	
@pref.yamaguchi.lg.jp	
岩国地方県民相談室	☎ 0827-29-1506
柳井地方県民相談室	☎ 0820-24-0250
周南地方県民相談室	☎ 0834-33-6401
山口地方県民相談室	☎ 083-921-9540
宇部地方県民相談室	☎ 0836-38-2116
下関地方県民相談室	☎ 083-235-8791
萩地方県民相談室	☎ 0838-21-0051

教育資金

山口県ひとづくり財団奨学センター	☎ 083-933-4770
労働福祉金融制度「大学教育資金」	
(県労働政策課)	☎ 083-933-3210
医師修学資金(県医療政策課)	
	☎ 083-933-2937
看護師等修学資金(県医療政策課)	
	☎ 083-933-2928
獣医学生修学資金(県畜産振興課)	
	☎ 083-933-3434
母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金	
の修学資金(県健康福祉センター・各市町母子・父子福祉担当課・県子ども家庭課)	
県健康福祉センター	
岩国	☎ 0827-29-1522
柳井	☎ 0820-22-3777
周南	☎ 0834-33-6422
山口	☎ 083-934-2528
(防府支所)	☎ 0835-22-3740
宇部	☎ 0836-31-3200
長門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2664
各市町母子・父子福祉担当課	
下関市	☎ 083-231-1358
宇部市	☎ 0836-34-8330
山口市	☎ 083-934-2960
萩市	☎ 0838-25-3259
防府市	☎ 0835-25-2348
下松市	☎ 0833-45-1734
岩国市	☎ 0827-29-5075
光市	☎ 0833-74-3006
長門市	☎ 0837-23-1156
柳井市	☎ 0820-22-2111
美祿市	☎ 0837-52-5228
周南市	☎ 0834-22-8460
山陽小野田市	☎ 0836-82-1175
周防大島町	☎ 0820-77-5505
和木町	☎ 0827-52-2195
上関町	☎ 0820-62-0184
田布施町	☎ 0820-52-5810
平生町	☎ 0820-56-7113
阿武町	☎ 08388-2-3115
県子ども家庭課	☎ 083-933-2751
生活福祉資金の教育支援資金(県社会福祉協議会・各市町社会福祉協議会)	
	☎ 083-924-2813(県社会福祉協議会)

その他

○生涯学習相談	
山口県ひとづくり財団	
県民学習部生涯学習推進センター	
	☎ 083-987-1730
○中学校卒業程度認定試験相談	
県教育庁義務教育課	☎ 083-933-4595
○高校卒業程度認定試験相談	
県教育庁教職員課	☎ 083-933-4624